

## 受領委任払い方式施工事業者の登録制度について

- 1 受領委任払いを利用できる施工事業者は市への登録申請が必要となります。
- 2 登録に際しては、事前に市が行う説明会兼研修会に出席することとなります。
- 3 登録申請後、市が登録を決定した日の翌月の1日から受領委任払いの取扱いが有効となります。

・登録の有効期間は年度で区切るものとし、2年度間となります。

(例)平成30年 4月1日から有効の場合は、平成32年3月31日まで  
平成30年10月1日から有効の場合も、平成32年3月31日まで  
平成31年 4月1日から有効の場合は、平成33年3月31日まで  
平成31年10月1日から有効の場合も、平成33年3月31日まで

※登録更新の際は、有効期間満了前に市の更新説明会に出席することとします。

- 4 登録された施工事業者は、市の「受領委任払取扱事業者登録簿」に記載され、受領委任払いにより住宅改修を希望する利用者は、この名簿より施工事業者を選択することとなります。(ホームページで公表します。)  
**利用者が、複数の事業者に見積りを依頼することがありますが、この場合でも  
応じていただくこととなります。**

- 5 利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等に支給申請の際に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。
- 6 区に「申請書」一式を提出すると「確認のお知らせ」が利用者宛に郵送されます。  
～ 工 事 ～
- 7 区に「完了届」一式を提出してから振り込まれるまで1～2か月程度かかります。

※適正な住宅改修が行われるよう、利用者・介護支援専門員・市との連携に努めて下さい。市では、請求に関し、不正があった場合など、登録の取消し事由を定めており、これに該当した場合には登録を取消すとともに、事業者名等の情報と取消し事由をホームページ等で公開します。

**※説明会開催日時については、おおむね1か月前にホームページにてお知らせします。**